

## 議案第9号

### 取手市建築基準条例の一部を改正する条例について

取手市建築基準条例（平成12年条例第31号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月27日提出

取手市長 中 村 修

#### 提案理由

建築基準法の改正により、防火・避難規定の適用範囲の限定等、既存建築物における緩和措置が拡充されたことを踏まえ、本市においても同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

## 取手市建築基準条例の一部を改正する条例

取手市建築基準条例（平成12年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章から第3章まで（略）</p> <p>第4章 特殊建築物</p> <p>第1節から第8節まで（略）</p> <p>第9節 雑則(第53条の2—<u>第53条の4</u>)</p> <p>第5章から第9章まで（略）</p> <p>付則</p> <p>第4章 特殊建築物</p> <p>第9節 雑則</p> <p>第53条の3（略）</p> <p><u>(別の建築物とみなすことができる部分)</u></p> <p><u>第53条の4 第8条, 第17条, 第22条, 第25条又は第32条第2項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として令第117条第2項各号に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は, これらの規定の適用については, それぞれ別の建築物とみなす。</u></p> <p><u>2 第12条(排煙設備に係る部分に限る。以下この項において同じ。)</u>に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として令第126条の2第2項各号に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は, <u>第12条の規定の適用については, それぞれ別の建築物とみなす。</u></p> <p><u>3 第12条(非常用の照明装置に係る部分に限る。以下この項において同じ。)</u>に規定する基準の適用上一の建築物であっても</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第3章まで（略）</p> <p>第4章 特殊建築物</p> <p>第1節から第8節まで（略）</p> <p>第9節 雑則(第53条の2・<u>第53条の3</u>)</p> <p>第5章から第9章まで（略）</p> <p>付則</p> <p>第4章 特殊建築物</p> <p>第9節 雑則</p> <p>第53条の3（略）</p>

別の建築物とみなすことができる部分として令第126条の4第2項に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、第12条の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

- 4 第19条第1項(次条第1項において準用する場合を含む。)、第33条第2項又は第51条第1項第1号に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として令第109条の8に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第54条 (略)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第59条の2 法第3条第2項の規定により第8条、第10条、第11条、第12条(排煙設備に係る部分に限る。以下この項から第3項までにおいて同じ。)、第15条第2号(第54条第1項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)、第16条(第54条第1項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)、第17条、第19条第1項(第54条第1項において準用する場合を含む。以下この項及び第3項において同じ。)、第25条、第29条、第30条、第31条第4号、第33条第2項、第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項(第3号及び第4号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

- (1) 第8条、第11条、第12条、第17条、第25条、第30条第2号又は第31

(長屋の設置禁止、居室、出入口及び構造)

第54条 (略)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第59条の2

条第4号の規定の適用を受けない建築物 令第137条の6の2第2項各号のいずれか(居室の部分に係る増築にあつては、同項第1号)に該当する増築又は改築に係る部分

(2) 第10条, 第15条第2号又は第16条の規定の適用を受けない建築物 増築(居室の部分に係るものを除く。以下この号において同じ。)又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである増築又は改築に係る部分

(3) 第19条第1項の規定の適用を受けない建築物 令第137条の2の2第1項各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分

(4) 第29条, 第33条第2項, 第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物 令第137条の4各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分

(5) 第30条第1号の規定の適用を受けない建築物 令第137条の6の4第2項第1号に定める要件に該当する増築又は改築に係る部分

2 法第3条第2項の規定により第3条第1号, 第8条から第12条まで, 第14条(第54条第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。), 第15条第2号, 第16条, 第17条, 第25条, 第29条, 第30条, 第31条第4号, 第33条第2項, 第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる建築物の区分に応じ, それぞれ当該各号に定める範囲内において大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては, 法第3条第3項の規定にかかわらず, これらの規定は, 適用しない。

法第3条第2項の規定により第14条(第54条第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。), 第29条, 第30条第1号, 第33条第2項, 第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる建築物の区分に応じ, それぞれ当該各号に定める範囲内において大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては, 法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず, これらの規定は, 適用しない。

- (1) 第3条第1号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における当該建築物の用途の変更(当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。)を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であって、令第137条の12第6項の規定により交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められたもの
- (2) 第8条、第10条から第12条まで、第15条第2号、第16条、第17条、第25条、第30条第2号又は第31条第4号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であって、当該建築物の避難の安全上支障とならないもの
- (3) 第9条又は第14条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における当該建築物の用途の変更を伴わない全ての大規模の修繕又は大規模の模様替
- (4) 第29条、第33条第2項、第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における全ての大規模の修繕又は大規模の模様替
- (5) 第30条第1号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替
- 3 法第3条第2項の規定により第8条、第11条、第12条、第17条、第19条第1項、第25条、第29条、第30条、第31条第4号、第33条第2項、第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物であって、これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める部分(以下この項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて

- (1) 第14条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物の用途の変更を伴わない当該建築物の修繕又は模様替のすべて
- (2) 第29条、第30条第1号、第33条第2項、第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物の修繕又は模様替のすべて
- 2 法第3条第2項の規定により第8条、第11条、第12条、第17条、第22条、第25条、第30条第2号又は第31条第4号の規定の適用を受けない建築物であって、これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める部分(以下この項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築等をする場合においては、法第3条第

て増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この項及び次項において「増築等」という。)をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(1) 第8条、第11条、第17条、第25条、第30条第2号又は第31条第4号に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分 令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分

(2) 第12条に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分 令第126条の2第2項各号に掲げる建築物の部分

(3) 第19条第1項、第29条、第30条第1号、第33条第2項、第34条又は第35条に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分 令第109条の8に定める建築物の部分

4 法第3条第2項の規定により第7条、第12条(非常用の照明装置に係る部分に限る。)、第15条第1号(第54条第1項において準用する場合を含む。)、第19条第2項(第54条第1項において準用する場合を含む。))若しくは第3項(同条第2項において準用する場合を含む。)、第22条、第31条第2号若しくは第3号、第32条第1項若しくは第2項又は第33条第1項の規定の適用を受けない建築物について増築

3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(1) 第8条、第11条、第12条(非常用の照明装置に係る部分に限る。)、第17条、第22条、第25条、第30条第2号又は第31条第4号に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分 建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分

(2) 第12条(排煙設備に係る部分に限る。))に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁で区画されている場合における当該区画された部分又は建築物が令第126条の2第2項第1号に規定する防火設備で区画されている場合における当該区画された部分

3 法第3条第2項の規定により第31条第2号、第32条第1項又は第33条第1項第2号の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

等をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。